熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金（令和8年度）

～市内中小企業の「企業価値の向上と稼ぐ力の強化」に向けた積極的な取組を支援します～

◎次の2点を満たす熊谷市内に事業所を有する中小企業に１事業者あたり１５万円の奨励金を交付します。

１．埼玉県ＳＤＧｓパートナーへの登録

２．ジギョケイ（事業継続力強化計画等）の認定

◎奨励金額　15万円　◎申請期間　令和9年１月２９日まで

埼玉県ＳＤＧｓパートナーとは？

埼玉県 ONE TEAM SAITAMA SDGsパートナー

ＳＤＧｓに自ら取り組むとともに、県と連携してＳＤＧｓを普及する企業・団体等を登録する制度です。年３回募集。
対象：県内に事業所等を有し、事業活動を行う企業・団体等
要件：①環境・社会・経済の三側面で取組・指標を設定していること。②ＳＤＧｓ達成に向け実施する取組内容が具体的であること。

【注意】本奨励金の申請時に埼玉県ＳＤＧｓパートナーに登録されている必要があります。登録申請の時期にご注意ください。

埼玉県ＳＤＧｓパートナーの詳細内容、登録申請については埼玉県ホームページをご覧ください。

ジギョケイ（事業継続力強化計画等）とは？

令和８年度 事業継続力強化計画 認定 経済産業省

中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。
認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられます。

【注意】ジギョケイの登録には、申請後２か月程かかることがありますので、お早めに申請してください。

ジギョケイの詳細内容、登録申請については中小企業庁のホームページ等をご覧ください。

この取組を推進するため「熊谷商工会議所」「くまがや市商工会」「ものつくり熊谷」では、市と連携し、セミナーの開催や相談などの支援をしています。
詳しくは、各事務局にお問い合わせください。

- 熊谷商工会議所（048-521-4600）
- くまがや市商工会（048-588-0140）
- ものつくり熊谷　※事務局は熊谷商工会議所

※制度の概要については裏面を、交付要綱、申請書は市ホームページをご覧ください。

【奨励金についての問い合わせ、申請先】
熊谷市 産業振興部 企業活動支援課　048-524-1470
〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金 制度概要

（令和８年度）

交付対象

次のいずれにも該当するもの

⑴ 市内に事業所を有する中小企業者（※1）であること。
⑵ 市税を滞納していないこと。
⑶ 埼玉県ＳＤＧｓパートナー（※２）として登録されていること。
⑷ ジギョケイ（※３）を策定、または変更し、経済産業大臣の認定を受けていること。
⑸ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が関与している事業者に該当しないこと。
⑹ その他法令及び公序良俗に反していないこと。

※１中小企業者　中小企業等経営強化法第２条第１項に規定する中小企業者をいう。
※２埼玉県ＳＤＧｓパートナー　埼玉県ＳＤＧｓパートナー登録制度実施要綱第２条第１項第２号の登録企業をいう。
※３ジギョケイ　中小企業等経営強化法第５６条第１項に規定する事業継続力強化計画又は法第５８条第１項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。

奨励金

１事業者に対し１５万円とし、１回限りとします。

申請書類

熊谷市中小企業ＳＤＧｓ経営・ジギョケイ策定支援奨励金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、申請してください。

⑴ 埼玉県ＳＤＧｓパートナー登録証の写し（受付時点で有効であるもの）
⑵ ジギョケイの認定書の写し（受付時点で有効であるもの）
⑶ 振込先口座の通帳の写し（個人事業主は申請者名義、法人は法人名義で、銀行名、支店名、名義人及び口座番号のわかるもの）
⑷ その他市長が必要と認める書類

申請期間

令和９年１月29日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）
※なお、予算に限りがありますので、１月29日以前に申請を締め切る可能性があります。

申請方法

申請書類一式を以下の窓口に郵送又は持参してください。

注意

1. 本奨励金の申請時に埼玉県ＳＤＧｓパートナーに登録されている必要があります。登録申請の時期にご注意ください。
2. ジギョケイの登録には、申請後２か月程かかることがありますので、お早めに申請してください。

【問い合わせ、申請先】

熊谷市 産業振興部 企業活動支援課　048-524-1470
〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1